軽第三号様式の項③の号を⑤の号とし、②の号を③の号とし、①の号の次に次の一号を加える。

⑵　車台番号に基づいて証明書の交付を請求する場合で、車台番号が二十桁を超えるときは下二十桁を、二十桁以内のときはその全てを左詰で記載すること。

軽第三号様式の項③の号の次に次の一号を加える。

⑷　保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理期間に提供された場合には、チェックの欄に「レ」を記載すること。

軽第四号様式の項を次のように改める。

軽第四号様式

⑴　返納の原因については、該当するもののチェックの欄に「レ」を記載すること。

⑵　その他第一号様式の記載方法⑵、⑶及び⑸の例により記載すること。

軽専用第一号様式の項中「⑷」の次に「並びに軽第三号様式の記載方法⑷」を加える。

（自動車の点検及び整備に関する手引の一部改正）

第四条　自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

一　はじめにの表を次のように改める。

対象となる主な自動車		自動車登録番号標又は車両番号標（例）	
		分　類　番　号	塗色など
自家用乗用など	○　自家用乗用自動車	○　3、30～39、300～399、30Ａ～39Ｚ、３Ａ０～３Ｚ９、３ＡＡ～３ＺＺ、5、50～59、500～599、50Ａ～59Ｚ、５Ａ０～５Ｚ９、５ＡＡ～５ＺＺ、7、70～79、700～799、70Ａ～79Ｚ、７Ａ０～７Ｚ９、７ＡＡ～７ＺＺ	○　白地に緑文字若しくは黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○　貨物の運送の用に供する自家用の検査対象軽自動車	○　40～49、400～499、40Ａ～49Ｚ、４Ａ０～４Ｚ９、４ＡＡ～４ＺＺ	○　黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○　特種の用途に供する自家用の検査対象軽自動車	○　80～89、800～899、80Ａ～89Ｚ、８Ａ０～８Ｚ９、８ＡＡ～８ＺＺ	○　黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○　貨物軽自動車運送事業の用に供する検査対象軽自動車	○　40～49、400～499、40Ａ～49Ｚ、４Ａ０～４Ｚ９、４ＡＡ～４ＺＺ	○　黒地に黄文字
	○　二輪の小型自動車		
	○　二輪の軽自動車		
自家用貨物など	○　車両総重量が８トン未満の貨物の運送の用に供する自家用の普通自動車及び小型自動車	○　1、10～19、100～199、10Ａ～19Ｚ、１Ａ０～１Ｚ９、１ＡＡ～１ＺＺ、4、40～49、400～499、40Ａ～49Ｚ、４Ａ０～４Ｚ９、４ＡＡ～４ＺＺ、6、60～69、600～699、60Ａ～69Ｚ、６Ａ０～６Ｚ９、６ＡＡ～６ＺＺ	○　白地に緑文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○　乗車定員が10人以下の専ら幼児の運送を目的とする自家用の普通自動車、小型自動車	○　3、30～39、300～399、30Ａ～39Ｚ、３Ａ０～３Ｚ９、３ＡＡ～３ＺＺ、5、50～59、500～599、50Ａ～59Ｚ、５Ａ０～５Ｚ９、５ＡＡ～５ＺＺ、7、70～79、700～799、70Ａ～79Ｚ、７Ａ０～７Ｚ９、７ＡＡ～７ＺＺ	○　白地に緑文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○　乗車定員が10人以下で車両総重量が８トン未満の特種の用途に供する自家用の普通自動車、小型自動車	○　8、80～89、800～899、80Ａ～89Ｚ、８Ａ０～８Ｚ９、８ＡＡ～８ＺＺ	○　白地に緑文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○　乗車定員が10人以下で車両総重量が８トン未満の自家用の大型特殊自動車	○　9、90～99、900～999、90Ａ～99Ｚ、９Ａ０～９Ｚ９、９ＡＡ～９ＺＺ、0、00～09、000～099、00Ａ～09Ｚ、０Ａ０～０Ｚ９、０ＡＡ～０ＺＺ	○　白地に緑文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○　乗車定員が10人以下の乗用の普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車であるレンタカー	○　3、30～39、300～399、30Ａ～39Ｚ、３Ａ０～３Ｚ９、３ＡＡ～３ＺＺ、5、50～59、500～599、50Ａ～59Ｚ、５Ａ０～５Ｚ９、５ＡＡ～５ＺＺ、7、70～79、700～799、70Ａ～79Ｚ、７Ａ０～７Ｚ９、７ＡＡ～７ＺＺ	○　白地に緑文字若しくは黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色であって、平仮名文字が「れ」、「わ」のもの
	○　貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であるレンタカー	○　40～49、400～499、40Ａ～49Ｚ、４Ａ０～４Ｚ９、４ＡＡ～４ＺＺ	○　黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色であって、平仮名文字が「わ」のもの
事業用など	○　自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車		○　緑地に白文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○　貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であるレンタカー	○　1、10～19、100～199、10Ａ～19Ｚ、１Ａ０～１Ｚ９、１ＡＡ～１ＺＺ、4、40～49、400～499、40Ａ～49Ｚ、４Ａ０～４Ｚ９、４ＡＡ～４ＺＺ、6、60～69、600～699、60Ａ～69Ｚ、６Ａ０～６Ｚ９、６ＡＡ～６ＺＺ	○　白地に緑文字又は国土交通大臣が定める塗色であって、平仮名文字が「れ」、「わ」のもの
	○　乗車定員が11人以上の自家用自動車（いわゆる自家用のバスなど）	○　2、20～29、200～299、20Ａ～29Ｚ、２Ａ０～２Ｚ９、２ＡＡ～２ＺＺ、8、80～89、800～899、80Ａ～89Ｚ、８Ａ０～８Ｚ９、８ＡＡ～８ＺＺ	○　白地に緑文字又は国土交通大臣が定める塗色